

令和3年第4回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和3年4月21日（水）午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	富 田 信 幸（欠）
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

16 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
 - 議案第18号 菊池市教育振興小川奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
 - 議案第19号 菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（生涯学習課）
 - 議案第20号 菊池市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱の一部を改正する要綱の制定について（生涯学習課）
5. 報告案件
 - 報告第13号 菊池市奨学金返還請求事件にかかる確定判決について（口頭）（学校教育課）
 - 報告第14号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2021年3月末現在）（学校教育課）

報告第15号 (仮称)本の里きくちこども文庫基金条例の制定について(中央
図書館)

6. その他

7. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和3年5月21日(金) 13:30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 それでは、改めましてこんにちは。急にコロナの状況が全国的に大変心配になってきております。熊本県も、一昨日、レベル4ということで発表があっておりました。クラスターも発生しまして、本市においても2か月ぶりに感染者が出たというところで、引き続き緊張感を持って臨まなければならないと思っているところでございます。先ほど申しましたように、今日は新しい年度になって第1回ということでございますけれども、教育委員の皆様方は、年度早々、入学式への御出席ありがとうございました。学校教育に限って言いますと、学校のほうは無事に全部の学校ともスタートできたということで報告を受けているところでございます。そういう中で、今申し上げた、コロナの対応がまた緊張感を持ってということになると考えているところでございます。

それでは、ただいまから令和3年第4回菊池市教育委員会議を開会いたします。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事録の承認ということで、令和3年第4回臨時菊池市教育委員会の会議録及び令和3年第3回菊池市教育委員会の会議録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和3年第4回臨時菊池市教育委員会の会議録及び令和3年第3回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和3年第4回臨時菊池市教育委員会の会議録及び令和3年第3回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

続きまして、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。レジュメに沿って報告いたします。

1ページのところです。動静についてはそこに書いていますとおりですが、3月23日、今回は菊之池小学校の卒業式に、私のほうは参加しております。

3月25日、プラチナ森の学校きくち。各中学校で、オンライン形式で実施しております。

主なものを申し上げます。

3月26日、叙勲伝達ということで、今回は元菊池南中の校長でした樋川 勲先生が高齢者叙勲を受章されましたので、叙勲伝達に行っております。

3月30日、定年校長退職者感謝状贈呈式。市長から感謝状の贈呈がっております。

3月31日、菊池市教職員退職・割愛辞令交付式。それから、市役所の退職等辞令交付式。それから、菊池教育事務所管内の辞令交付式がありましたので、出席しております。

4月1日、菊池市の職員の辞令交付式。それから、市立小中学校教職員異動受入式及び新規採用教職員の辞令交付式をしております。

4月2日には、市の教育委員会関係の会計年度任用職員への教育長講話ということで、ウェブ形式にて行っております。

4月6日、菊池市の公民館長会議。

4月7日、先ほど申し上げました小中学校の校長会議。

4月9日、私の場合は、戸崎小学校と菊池北中学校の入学式に行っております。

4月13日、教育振興基本計画作成会議。

4月14日、集会所学習会の委嘱状交付式及び旭志の解放子ども会の開級式。旭志のほうに行っております。

4月15日、管内の教育長会議。

4月19日、管内の四者人権同和教育研修会。

4月20日、市内の小中学校の教頭会議。

本日、市の教育委員会会議。同時に議会の月例会もございました。夜は旭志支部の解放子ども会の辞令交付式及び開級式に行く予定にしております。

大きな2番です。管内教育長会議が4月15日にございましたけれども、その中での内容をそこに書いております。

異動がありまして、菊池教育事務所所長が鈴島事務所長にかわっております。県の行政からです。所長の話は主にそこに書いていますけれども、令和3年度の県の教育委員会の重点的取組についてということでお話がっております。

大きく四つの重点が示されていて、その意味合いについてのお話、挨拶がございました。計画元年ということで、県の教育大綱に基づく第3期の教育プランが出ました。そのほか、実施の元年ですという話があります。と同時に、「熊本の学び」が実現の年だということで、誰一人取り残さない、英語教育日本一というあたりのお話があります。

それから、ICT教育の推進ということで、1人1台時代の到来に向けて、ICT教育日本一を目指すという話があります。

それから、魅力ある県立学校づくりということで提言がありますので、小中学校とも連携した取組を今後推進したいというお話でした。

そのほか、人事異動について。管内の定例の校長会議でこんな話をしたいという予告のお話がありました。

それから2番目は、小森管理主事。これは昨年からかわっておりません。人事異動関係についてのお話と、不祥事防止・事故防止等の教育上の諸問題について。それから、今年度の教員の採用試験、選考考査について。これは昨年度と変わらないということでした。教員の免許更新について。スーパーティーチャーの活用について。本市ではスーパーティーチャー(指導教諭)は泗水小の小夏教諭です。その活用についてということ。それから、巡回学校訪問。昨年度は相互訪問ができなかったんですけども、今年度は予定どおり、今のところは行われる予定になっております。巡回学校訪問についてお話がっております。

それから3番目が、新しく泗水小学校長から指導課長になられました笠指導課長からのお話です。これについては、指導課関係はたくさんありますので、3ページに概要版を載せております。

それから、たくさんありますけれども、その後の15ページ以降は、菊池教育事務所が示された今年度の「菊池の教育」という取組の方向や、グランドデザインや重点努力事項等です。そこに加えて掲載しております。内容については見ていただきながら、お尋ね等があればお願いしたいと思います。

続きまして、大きな3番ですが、市内小中学校長会議での連絡事項。私から話をした内容を御報告します。

これは4月7日にございました第1回の方ですけれども、初めにというところで、菊池市内の人事異動について話をしております。総数は89人の異動でございました。校長が8人、新任が3人、転入が4人と、それから教頭が4人、新任が2人、転任が2人。それから主幹教諭が3人。3人とも新しくなっております。初任者は15人で、他県で経験されて入ってこられた方が3人、それから養護教諭が2人、あと10人が教諭でございます。そういうお話を、人材育成が大きなポイントであるというお話をしております。

それから、新たな教育ということで、意識してほしいことをずらっと挙げています。一つは、新学習指導要領が、小学校、中学校で今年度から完全実施になります。当然、教育の内容にも関わってきますので、その完全実施に向けて。あるいは本市の場合はGIGAスクール構想の準備が整いましたので、実施する元年であるという話。

それから、ウィズコロナ、アフターコロナ期の新しい生活様式を考えた上での、新しい教育の構築という点。

それから、中教審答申の中で、「令和の日本型学校教育」という新しい言葉が出てきましたけれども、その構築を目指してという点。

それから、熊本県でも第3期のくまもと「夢への懸け橋」教育プランというものが出されましたので、その実施元年と。

同様に、現在第3期菊池市教育振興基本計画が、菊池市の教育大綱を受けて、今出来上がりつつありますので、それを受けての最初の新しい教育であるということ。

それから、もう一つ最後に書いているのは、昨年度は非常に地域や学校や保護者や市民の皆様の信頼を裏切る不祥事があったので、本年度は信頼回復の年だというお話をしたところでございました。

校長として、とにかく新しい教育を意識しなければいけないけれども、不易と流行の部分、それから動と静と、剛と柔と、厳しさと優しさと、やはり校長としてはバランス感覚を持ってほしいという話をしたところでございました。

②として連絡事項ということで、菊池の教育ということで特色的なもの、あるいは菊池市として独自でやっているものをそこにずらっと書き上げて紹介したところです。これについては、一つ一つは省略したいと思います。

大きな4番です。今後の予定ということですが。

教育関係でいきますと、4月28日には、教育振興基本計画の作成会議。これも進めていきたいと思っております。

5月6日が、管内の教育長会議。それから聖火リレー、後ほどちょっと紹介もあると思えますけれども、予定しております。

それから、5月12日が、市内の小中学校長会議。

5月16日が、中学校の体育大会。一部、菊池北小は菊池北中と合同ですので、ここに入っていきます。

それから5月21日が、次回の5月の菊池市の教育委員会議ということにしております。

以上、報告いたしましたけれども、ただいまの報告について、質疑はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

続きまして、議事に入ります。

それでは、議案第18号、菊池市教育振興小川奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

村田課長。

村田学校教育課長 改めましてこんにちは。学校教育課でございます。

議案第18号、菊池市教育振興小川奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定でございます。今回の改正は、教育振興小川奨学金事務の適正化を図るため、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、今回改正する部分についてのみ、新旧対照表により説明をしたいと思います。

議案書の6ページからお開き願います。新旧対照表でございます。

まず、第3条、奨学金の支給対象者の人数及び範囲でございます。第1項第1号中「中学校及び高等学校の最終学年」とあるのを「中学校又は高等学校」に改正します。

その下、括弧内の支給除外についてでございますが、これは外国の学校も除外対象とするため、「短期大学及び大学院を除く」とあるところを、「短期大学、大学院及び外国の学校を除く」に改めるものでございます。

その2行下でございます。「高等学校を卒業後2年以内の者」とあるのを、「高等学校を卒業後2年以内に上級学校に進学しようとする者」に改めるものでございます。これは予備校の生徒も考慮しております。

次、第6条でございます。奨学生の決定については、「合格通知書の写し」とあるものを、高等学校は合格通知が出ない場合もありますので、「合格が確認できる書類」と改めるものでございます。

続きまして、第7条でございます。採用内定の効力については、「採用内定者が上級学校に進学しなかった」とあるのを「採用内定者が申請書等に記載の志望学校に進学しなかった」に改めるものでございます。

以上の改正に伴いまして、議案書の7ページ及び8ページの学校からの推薦書、本人提出の申請書の記載事項を改正するものでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんか。
渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 確認といたしますか、新旧対照表で「障がい者手帳所持の有無」というのは、その前は入っていなかった分が今回入っているということで、その内容説明というか、なぜ入ってなかったのか、今回入れたのか。

それと、下のほうで、家族の状況というのがあって、「障がい者手帳所持の有無」になっていきますけど、今までは「備考」というのがありますが、備考にはどういうことを記入していたのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

渡邊教育長 7ページですね。7ページの部分ということですがけれども。
村田課長。

村田学校教育課長 今の渡邊委員さんの御質問にお答えします。障がい者手帳の所持の有無は、それまではこちらのほうで確認しておりましたが、今回から、本人からの申請によって確認するものでございます。

それと、旧の様式では備考欄がありますが、特に備考欄には何も求めていなかったところがございますけれども、そこにも、家族の状況として、障がい者手帳の有無によって所得の判定に携えるものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

渡邊委員 はい。

渡邊教育長 ほか、ございませんか。
生田委員、どうぞ。

生田委員 今の7ページですけど、申請書に印鑑は要りますか。この間、廃止したのでは。

渡邊教育長 印鑑廃止の確認ですね。
村田課長。

村田学校教育課長 今回の奨学金の申請はあくまでも金銭の申請ということでございますので、あえて印鑑をついてもらうようにしております。

渡邊教育長 よろしいですか。
生田委員、どうぞ。

生田委員 市全体がそうなっていますか。一般の方の申請は、手間を省くために押印廃止が今の流れだと思うんですけど、例えば補助申請とかそういったものでの押印の関係と合っていれば別にいいと思うんですが。

渡邊教育長 事務局、よろしいですか。
押印廃止に伴って、前回の教育委員会でも大きく変更しましたが。

生田委員 確認していただければ、もうそれで結構です。

渡邊教育長 その確認をお願いできますか。

村田学校教育課長 その点につきましては、確認をさせていただきたいと思います。

渡邊教育長 そのほか、ございませんか。
芹川委員、どうぞ。

芹川委員 外国の学校を除くということになりましたいきさつを簡単に教えていただければと思います。

渡邊教育長 第3条の1項ですね。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 村田課長。

村田学校教育課長 今の御質問でございますが、実際に外国の大学に行っているという事例はございませんでした。ただ、将来、もしそのようなときはどうなるのかという確認があったところでございます。現在の小川奨学金につきましては、外国への進学を想定しておりませんでしたので、今回、その部分については該当しないというところを定めたところでございます。

しかしながら、今後色々な通信制の大学ですとか外国の大学等の進学の希望があった場合には、小川奨学金の検討委員会の中で改めて検討させていただくことにしたいと思っております。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 ほかに、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第18号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたします。

続きまして、議案第19号、菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。
古庄課長、どうぞ。

古庄生涯学習課長 失礼いたします。それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第19号、菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。

菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症拡大によって自粛されております自治公民館の活性化事業につきまして、昨年、本要綱を令和2年度に限っての要件緩和ということで改正を行いましたけれども、改めて、令和3年度以降の一定の期間、今後の活動の再開及び継続的な活動実施を支援すべく、当該助成金交付要綱における対象事業要件、事業数及び時間数でございますが、昨年と同様の内容に緩和するものでございます。これが要綱案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、11ページからの新旧対照表にて御説明いたします。

交付対象事業でございますけれども、現行第4条において、助成金の交付対象となる事業は、2事業以上を実施し、かつ、総計時間数が8時間を超えるものを対象としておりましたが、これを改正案としまして、1事業以上を実施し、かつ、総計時間数が4時間を超えるものを対象とするものに改めるものでございます。

なお、本要綱は告示の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。
議案第19号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決することに決定します。
続きまして、議案第20号、菊池市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。
古庄課長。

古庄生涯学習課長 続きまして、議案書12ページをお開きください。

議案第20号、菊池市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱の一部を改正する要綱の制定について。

菊池市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、市民等に求めております申請書等の押印につきまして見直しを行い、行政手続における市民の利便性の向上を図るものでございます。これが要綱案を提出する理由でございます。

内容の説明につきましては、議案書13ページの改正文をお願いいたします。

菊池市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱の一部を改正する要綱。

菊池市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱の一部を次のように改正する。様式1号を次のように改めるということでございまして、議案書14ページがその様式になっているところでございます。

なお、この要綱は告示の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。
議案第20号は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

報告第13号、菊池市奨学金返還請求事件に係る確定判決についての説明を事務局よりお願いします。

村田課長。

村田学校教育課長 学校教育課でございます。

今回の報告案件につきましては、菊池市奨学金の返還請求に係る訴訟の判決が出ましたので、その内容についての御報告となります。

本件訴訟につきましては、原告であります菊池市が、令和3年2月2日付で熊本地方裁判所山鹿支部に奨学生本人を被告として提訴したものでございます。

なお、提訴につきましては、令和3年1月21日の教育委員会議において報告し、承認をいただきましたので、市長の専決処分により議案提出をしたところでございます。

訴訟の中身につきましては割愛させていただきますが、令和3年3月23日に熊本地方裁判所山鹿支部において判決が確定しました。その判決については、市側の主張が全面的に認められたものになっており、貸付元金及び年3分での遅延損害金の支払い及び訴訟費用については、全て被告の負担とするといった内容での判決となっております。

今後は、この判決に基づきまして、被告からの債権回収に努めてまいるところでございます。

報告は以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次の報告案件に移ります。報告第14号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況についての説明を事務局よりお願いします。

長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 失礼いたします。それでは報告をいたしますので、御手元の資料を御覧ください。座って報告をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

1 段目のグラフですが、30日以上欠席している不登校児童・生徒数の経年比較のグラフです。昨年度の3月末時点での不登校の数ですが、90名となりました。前の月、2月と比較しますと、7名の増加ということで、過去最高の数値を示しました。

2 段目のグラフですが、小中学校別の不登校児童生徒数を示しております。3月末時点、昨年度の不登校は、2月から小学校は2名の増加で28名、中学生は5名増えて62名となりました。

3段目のグラフは、1段目のグラフと同じでした。

続きまして、2ページのグラフになります。

一番上のグラフは、不登校傾向のグラフとなります。10日以上30日未満の欠席の不登校傾向の児童生徒は、3月末現在で35名となっております。小学生が20名、中学生が15名、合計35名です。

その下の表ですが、2月末時点での関係機関との連携を載せております。

続きまして、3ページのグラフです。

3月のいじめの報告ですが、小学校、中学校ともに、いじめの報告はございませんでした。小学校の年間の累計ですが、19件。中学校の累計は5件となっております。

3段目のグラフです。昨年度の適応指導教室の利用状況です。昨年度は30名の子供たちが申請、利用することになりました。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。

それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を載せております。

3月は、利用している児童生徒とその保護者と適応指導教室の相談員が面談を行い、学校と連絡を取り合うことで共通理解を図っていただき、4月からの年度初めの登校がスムーズにできるように、学校復帰に向けた話し合いを重ねる取組をそれぞれの4教室で行っていただいたところです。

続きまして、6ページと7ページになります。

四つの適応指導教室の年間利用状況を載せています。4教室の年間相談件数ですが、合計は1607件でした。

続いて、資料の8ページから9ページにかけてです。

心の教室相談の利用状況を示しております。3月の心の教室相談件数は153件となっております。学校からは、不登校の生徒や別室に登校する生徒が修了式に参加することができた、相談員の積極的な働きのおかげで最後の学活の授業で教室に入ることができたと、そういった報告が上がっております。

次のページを御覧ください。

心の教室相談、5教室の年間合計、それぞれの教室のものを載せております。973件となっております。中学校についてですが、心の教室相談員を配置しているため、子供たちが落ち着いて過ごすことができる居場所の一つとして活用することができたようです。

しかし、その一方で、小学校については、不登校が増加傾向にあるにもかかわらず、心の教室相談員の配置がないため、小学生児童の不登校の未然防止や解消といったものがなかなか進まない傾向にあったように感じます。

そのため、相談体制を強化する必要があると考えまして、本年度につきましては、現在菊之池小学校に常駐していただいている旭志教室の金戸相談員を菊池教室の相談員として配置させていただいて、要請のある小学校へ派遣できるように相談体制を本年度から整備したいというふうを考え、実際動いております。金戸相談員は旭志の心の教室の相談員であるため、旭志中学校の相談員がいなくなります。その点については、現在、旭志教室の利用がありませんので、旭志教室の

末田指導員に心の教室を兼務していただいて、現在は末田指導員に旭志中学校に常駐していただいて相談体制を整えているという状況にあります。

本年度からの新しい試みで、菊池市としましても、不登校の未然防止、解消に素早い動きで対応していけたらと思っております。

次のページを御覧ください。12ページ、13ページになります。

12ページですが、菊池市のスクールソーシャルワーカーの相談件数、相談内容となっております。3月は30件となっております。年間の相談件数は347件で、校長の依頼による児童の家庭訪問であったり、訪問看護をされている方との家庭の様子などの情報交換、あるいは病院に出向いてケース会議での共通理解等、様々な対応を年間ですべていただいたところです。

13ページですが、学校支援コーディネーターの相談・対応件数は47件となっております。3月も不登校に関する相談を中心に関わっていただいております。年間の相談件数ですが、627件となっております。

報告は以上になります。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見ありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次の報告案件、報告第15号、(仮称)本の里きくちこども文庫基金条例の制定についての説明を事務局よりお願いします。

安永館長。

安永菊池市中央図書館長 中央図書館です。報告の第15号としまして、仮称ですけれども、本の里きくちこども文庫基金条例の制定についてということで、御報告させていただきたいと思っております。

皆様も新聞紙等で御存じのとおり、3月11日に岩本勝利様より1,000万円の寄贈を頂きました。現在、それを財政調整積立金のほうに積み立てていますが、それを基金として設置をしようということです。まだ名前のほうも確定しているわけではありませんが、次回の教育委員会のほうで議案として提出をさせていただきたいと思っております。大体こういうところで、今検討していますということで、概要のほうを説明させていただければと思っております。

15ページのほうを御覧ください。

仮称ですが、本の里きくちこども文庫基金条例でございます。設置につきましては、第1条で、本市は、子供の読書活動の振興のため受けた寄附金(以下「寄附金」という)の適正な管理と運用を図るため、本の里きくちこども文庫基金を設置するということです。

積立てにつきましては、第2条で、基金は、次に掲げるものをもってこれに充てる。1、岩本勝利氏からの子供の読書活動の振興のため受けた寄附金。2、基金の趣旨に賛同する者からの寄附金。3、基金から生ずる利子ということで、こ

れを積み立てていこうということです。岩本様からの基金だけを扱う基金条例ではございませんで、その後賛同していただく方からの御寄附を募って、それを子供たちの読書活動の振興に充てたいというふうなことを趣旨として、基金のほうを今、検討しているところでございます。

管理につきましては、第3条で、基金に属する現金は、金融機関へ預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2項におきまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるということです。これ以下は普通の寄附金条例と大体同じような形で検討をしているところですが、ぜひこういう、図書館の図書購入だけではなくて、学校も含めた読書活動の推進にも使えるような形でできないかということで、現在検討しております。

次回の5月の教育委員会には、正式なものを議案として提出させていただきたいということです。ただ、5月14日までに菊池市の議会のほうの議案として提出をしなければなりません。5月21日に、ここで私たちが議案を提出して、皆様からの御意見で修正するところがあれば、議会の議案は6月初めのほうまでは修正が可能ということでございますので、それを修正した上で、議会のほうには提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの報告に質疑及び御意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 では、次回の教育委員会議でまたよろしく願いいたします。

それでは、その他に入ります。事務局のほうから何かありますか。

村田課長。

村田学校教育課長 先ほどの生田委員さんの御質問でございますが、申請書に印鑑は要りませんかということでございましたよね。

通常、行政の多くの方が利用される文書については、市民の利便性の観点から押印を廃止しているというところでございますが、この奨学金の申請あるいは同意書に当たっては、多くの方が利用するものではないという考え方をしておりますので、今回は押印をもって申請ということにしております。

以上でございます。

生田委員 ありがとうございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

生田委員 はい。

渡邊教育長 そのほか、事務局からありますか。ないですか。

事務局一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

— 了 —